

平成15年2月1日

法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について (中間報告案)

法科大学院協会設立準備会・カリキュラム・教育方法検討委員会

・前提となる答申等

1 中央教育審議会答申

中央教育審議会答申「法科大学院の設置基準等について」(平成14年8月5日)(以下「設置基準答申」という。)は、教育内容・方法等に関し、「法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきとされていることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行うという法科大学院の理念を実現するのにふさわしい体系的な教育課程を編成すべきことを基準上明確にする必要がある。」とした。

そして、主な科目の例が、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群に分けて示されており、実務基礎科目群の例としては、「法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップなど」が挙げられている。

2 中間まとめ

田中成明教授を代表者とする「法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会」の「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」(平成14年1月22日)(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/index.htmの大学分科会・法科大学院部会参照。以下「中間まとめ」という。)2(2)

- ・ (b)には、実務基礎科目群の教育に関し、次の趣旨の指摘がされている。
- ・ 法曹としての責任感・倫理観を涵養するための教育内容2単位相当、法曹としての専門的技能の教育内容のうち、法情報調査1単位相当、要件事実と事実認定の基礎に関するもの2単位相当を何らかの仕方でカリキュラムのなかに必ず含まなければならない。もっとも、これらの内容をそれぞれ別個の科目として実施する必要はない。
- ・ 以上の5単位相当は、法科大学院設置当初から必修とし、現行司法試験が並行して実施される期間(5年間程度)が終了する時点で、それに加えて4単位相当の教育内容を選択必修とすることができるようなカリキ

ュラム編成に努力することを義務付けることとし、合わせて9単位相当程度を必修ないし選択必修とするのが適切である。

・本報告の基本的な考え方

1．本報告の趣旨・目的

本報告は、上記「中間まとめ」で示された検討の延長線上にあり、その内容を踏まえてこれを深化させようとするものである。そして、第三者評価基準の内容の検討や各法科大学院でのカリキュラムの検討に資するような考え方を示すことを目的とする。ただし、必要に応じて「中間まとめ」の内容を見直すこととする。本報告においては、特に、次のような点を考慮する。

まず、「中間まとめ」では、実務基礎科目群の具体的な教育内容については、科目相互間の関係や他の群の科目との関係を含め、その後の検討にゆだねられた。

また、「中間まとめ」は、民事関係分野と刑事関係分野とを必ずしも明確に区別していないが、実際に実施するカリキュラムを考えるに当たっては、これらを区別して科目の内容を検討する必要が生ずる。

特に、訴訟実務の基礎を学ばせることを目的とする「要件事実と事実認定の基礎」については、要件事実論（民事）、証拠法・事実認定（民事・刑事）等に関する基礎的な内容を含むものであること（「中間まとめ」参照）を前提としつつ、我が国の民事訴訟と刑事訴訟とでは手続法および証拠法のいずれの面でも大きな違いがあることなどにかんがみ、「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」とに分けて教育内容・方法を検討することが適切である（後記3および 2・3参照。なお、このことは、設置基準答申の趣旨にそぐわないとはいえない）。また、「模擬裁判」などについても、民事と刑事の別を意識する必要がある。

2．新しい法曹養成制度における位置付け

次に、「中間まとめ」が出された後、新しい法曹養成制度の全体的な枠組みが、次第に明らかになってきた。特に、新しい司法修習において、その期間が1年間に短縮され、前期集合修習が行われないこと（司法試験合格者は司法修習開始後すぐに実務修習を開始することになる）、法廷実務における技術的・形式的な事項にとらわれず、法的分析、事実認定の能力の養成に重点を置いた指導が行われ、技術的事項等に関しては法曹継続教育に委ねられること（平成14年9月18日、法曹養成検討会への最

高裁判所からの提出資料「新しい司法修習の内容等について」参照)などを現実問題として想定する必要がある。

これらのうち は、法科大学院における実務基礎教育に対する期待を背景とするものと受けとめるべきであり、他方、 は、法科大学院においても形式的・技術的な事項の教育は必ずしも重要でないことを示唆している。

3. 必修科目・単位数・教育内容モデル

ところで、設置基準答申は、修了要件につき93単位以上の修得(法学既修者については30単位以下を短縮する)としているところ、他の科目群でも理論と実務の架橋という観点から教育が行われること、他の科目群も法曹養成のために等しく重要であること、単位制度等の枠組み(設置基準答申参照)を尊重すべきこと等をも考慮する必要がある。

そうすると、実務基礎教育における必修または選択必修科目の合計単位数は、「中間まとめ」で示された9単位(必修5、選択必修4。ただし、設置当初は必修5単位のみとし、選択必修4単位の部分は5年間程度以内に編成するよう努力するというもの)に1単位上積みし、合計10単位相当程度とするのが相当である。

そのうち、少なくとも、「法曹倫理」2単位相当、「民事訴訟実務の基礎」2単位相当、および「刑事訴訟実務の基礎」2単位相当について、法科大学院設置当初から、いずれも必修とすることが求められる。そのほかの4単位相当については、各法科大学院が、5年間程度以内に、後記4以下の科目のうちいくつかの科目を選択必修科目として編成するよう努力すべきである。

そして、必修とすべき「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」および「刑事訴訟実務の基礎」については、内容が比較的観念しやすく、独立性も高いので、本報告では、これらをそれぞれ独立の科目として開講することを一つのモデルとして提示する。

一方、実務基礎科目群の科目に関しては、それぞれの教育内容・方法について共通の理解が得られておらず流動的な部分が多く残っていること、科目によっては実施のための制度的・人的条件の整備の見通しが明確でなく、法科大学院ごとに実施の環境が異なることなどを考慮する必要がある。

したがって、各法科大学院がそれぞれの考え方にに基づき、教育内容・方法を充実させるよう工夫する余地をできるだけ多く残すこともまた重要である。

そこで、上記3科目以外については、各法科大学院の教育方針や環境に

応じて、必修、選択必修または選択科目とする科目の例を掲げ、その取捨選択は各法科大学院の判断に委ねるのが相当である。

本報告では、以上のような点を踏まえ、各科目の教育内容や方法について具体的に検討する。

4. 今後の検討に向けて

ところで、法科大学院における教育内容・方法については、一般的に不断の検討が必要であるが、とりわけ、実務基礎科目の内容や方法については、これまで大学で取り扱われてこなかった事柄が大部分を占め、また、教員確保のための環境や他の科目の実際の教育内容等によって影響を受ける部分が大きいと考えられるので、その在り方に関する十分な検討が、今後、法科大学院発足前にも、また、法科大学院発足後も、各法科大学院や法科大学院協会等において継続的に行われるべきである。

現在、法科大学院において実務家教員を確保することを可能とする制度的・人的条件の整備（「中間まとめ」3（3）参照）や法科大学院のカリキュラムの在り方、教材についての検討等に関して、平成14年9月12日に「法科大学院協会設立準備会及び法曹三者による協議会の設置について（合意）」が締結され、関係者において協議・検討が行われているところである。本報告に至る検討において実務家委員の協力を得られたことは、当該合意の成果の一つであるといえる。実務家教員確保のための制度的・人的条件の整備に関しては、別途検討が行われているが、その成果は、カリキュラムの内容・方法についても大きな影響を及ぼすところである。

・各科目の内容・単位数・配当学年等

1 法曹倫理

「中間まとめ」では、「法曹の役割と倫理について、現在の日本の法制や実態を検討するとともに、歴史的・比較的視点をも盛り込んで、批判的に分析させ、法曹としての責任感・倫理観を養う。弁護士法・弁護士倫理等の規定をめぐる事例分析も行う。」とされ、2単位相当必修とされている。その基本的な考え方は、本報告でも前提とすべきである。

本科目は、法曹の仕事全般にわたって必要とされる責任感や倫理観を養う基本的かつ重要な科目であるので、少なくとも2単位相当を必修とする必要がある。そして、このような重要性に加え、実務基礎科目群の中では比較的その教育内容が確立しており、独立の科目として実施しやすいこと、独立の科目とする方が教育の内容や方法の将来的な発展・成熟に資するこ

となどをも考慮すると、各法科大学院は、少なくとも2単位分については、できるだけ独立の科目として設定するよう努めるべきである（これは、模擬裁判、ローヤリング、刑事訴訟法等の科目に付加して一体的に法曹倫理を教育することの有効性を否定する趣旨ではないが、そのようにする場合には、それが「法曹倫理」という独立の科目2単位分を超える部分という位置付けを与えられることが望ましい。ただし、「法曹倫理」を必ず独立の科目として設定しなければならないとまで述べるものではない）。

事例分析の内容については、法曹三者の実務的な経験を踏まえ、法曹が実際に遭遇し得る具体的な問題を多く取り上げることが望ましい。対象としては、弁護士のみならず、検察官や裁判官の倫理も盛り込むことが考えられる。一つの事例について法曹三者それぞれの見方の異同を明らかにするような工夫もあり得るところである。また、弁護士倫理に関しても、訴訟に関係する倫理に限られず、訴訟外の弁護士活動や企業内弁護士の倫理を含み得るものであることを意識する必要がある。

配当学年については、各法科大学院の考え方に委ねるのが妥当である。比較的早い段階で法曹としての基本的な考え方を身に付けさせるという考え方（その後履修する他の科目についての法曹倫理を意識した理解に資する）と、法曹になることを目前にした段階でこの教育をするという考え方（一定の法律知識があった方が事例研究等を実効的に行うことができるとの見方もこのような考え方につながる）とのいずれもが成り立つであろう。

1クラスの標準的な人数については、法律基本科目群の授業と同様と考えるのが妥当である。

本科目の具体的な教育内容、方法（クラス編成、実務家教員と研究者教員の役割分担、教育補助者の活用等）、教材等の在り方に関しては、現在、いくつかのグループで研究が行われており、その成果をも踏まえ、今後、更に検討を進めたい。

2 民事訴訟実務の基礎

「中間まとめ」の「要件事実と事実認定の基礎」（「モデル訴訟記録を用いたり、訴訟関係書面を作成したりする方法で、要件事実論（民事）、証拠法・事実認定（民事・刑事）等について基礎的な教育を行い、訴訟実務の基礎を学ばせる。」とされ、2単位相当必修とされる。）の民事分野を主に取り扱うものである。

民事訴訟実務は法曹の仕事において重要な位置を占めるところ、上記2のように司法修習期間が短縮され、前期集合修習が廃止されることを

考慮すると、法科大学院における訴訟実務教育は充実したものである必要がある。そして、民事の分野における「要件事実と事実認定の基礎」は、民事実体法と民事手続法とを有機的に関連させ、かつ、理論と実務とを密接に架橋する分野であって、法科大学院における教育の目的・理念を端的に具現する重要なテーマである。司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）、設置基準答申、中間まとめのいずれもが、これを実務基礎教育の例として明示的に挙げてきたのは、このような観点からであるとみられる。したがって、この科目については、少なくとも2単位相当を必修とすべきである。

具体的な教育内容については、シラバス例の案を二つ示すこととする（添付の「民事訴訟実務の基礎」シラバス例（案））ので、参照されたい。いずれも、要件事実や事実認定について基礎的な理解を得させることを主な目的としている。民事訴訟実務の技術的事項ではなく、法律知識を用いて問題を解決するための法曹としての事実分析力を養い、事実認定の基礎を修得させるものであり、文書作成には重点を置いていない。

ところで、「民事訴訟実務の基礎」という独立の科目を設定せず、「要件事実と事実認定の基礎」を「民事訴訟法」という科目の中で取り扱うことや、「要件事実の基礎」を民法と一体的に取り扱うことなどの選択肢も採り得ないではない。しかし、その場合、「民事訴訟実務の基礎」を少なくとも2単位相当必修とすることの前記趣旨が、従来の法学部教育のような民法と民事訴訟法との縦割り教育の延長線上で没却されることのないよう、十分に工夫がされなければならない。そして、このような懸念への対処や科目としての成熟の必要性を考えると、この科目についても、各法科大学院は、少なくとも2単位分については、できるだけ独立の科目として設定するよう努めるべきである。

なお、「民事訴訟実務の基礎」は、要件事実と事実認定の基礎を中心とすることを想定しているが、それ以外の民事訴訟実務に関する事項を付加して取り扱うことを否定する趣旨ではないし、訴訟実務を中核としつつ訴訟の前後に想定される民事実務を盛り込むことも可能であろう。

配当学年・学期については基本的に各法科大学院の判断に委ねられるべきである。例えば、次のような考え方があり得よう。まず、基礎的法律科目を修得した後すぐに、その内容を訴訟に応用するための基本的な能力を身に付けさせるために、未修者2年次・既修者1年次の前期に配当することが考えられ、このようにすることは、その後に民法や民事訴訟法を理論と実務を架橋する観点から履修することにも資するであろう。また、民法

や民事訴訟法をより深く学んだ後に民事訴訟実務の基礎を身につける方が教育効果が上がるという考え方にに基づき、未修者2年次・既修者1年次の後期または未修者3年次・既修者2年次に配当することも考えられる。後記5で触れるように「法文書作成」を「民事訴訟実務の基礎」と一体的に行う場合には、未修者3年次・既修者2年次に配当するという考え方に結びつきやすい。

授業担当者については、実務家教員のみ、実務家教員と研究者教員との共同授業、研究者教員のみ等のいずれもが考えられ、各法科大学院が、授業内容、教員構成等に応じて判断し得るといふべきであろう。また、文書添削やその講評を行う場合には、教育補助教員の活用が考えられる。

1クラスの標準的な人数については、法律基本科目群の授業と同様と考えるのが妥当である。

この科目については、今後、実際の事件記録に基づく資料を含め、教材の開発が重要な課題となる。

3 刑事訴訟実務の基礎

「中間まとめ」で示された「要件事実と事実認定の基礎」の刑事分野を取り扱うものである。

刑事訴訟実務は民事訴訟実務と並び、法曹の仕事において重要な地位を占めるものであり、取り扱う事柄の性質や手続のもつ意味において民事とは異なる固有の側面があるので、将来実務家となる法科大学院学生がその基礎を修得しておくことは、法曹としてのバランスのとれた知識と能力を身に付けるという観点から重要である。また、司法修習期間の短縮により研修所における前期集合修習が廃止され、新司法試験に合格した者に対して、直ちに刑事分野を含む実務修習が行われる見込みであることを考慮すると、法科大学院において、民事訴訟実務ばかりでなく刑事訴訟実務の基礎について同程度の充実した教育が行われる必要がある。したがって、本科目も、「民事訴訟実務の基礎」と同様、少なくとも2単位相当を必修とすべきである。

もっとも、「刑事訴訟実務の基礎」という独立の科目を設けることなく、その内容を、刑事系の法律基本科目の中に取り込んで扱う方法も考えられないではない。例えば、刑事訴訟法、刑事法総合科目等に付加して実施する方式である。しかし、「刑事訴訟実務の基礎」という独立の科目を設ける方が、後述する固有の核となる教育内容を過不足なく盛り込むのにより適切であるように思われる。この場合には、「法文書作成」の内容を加味したり、「模擬裁判」の内容を取り込んで行うことも考えられる。

配当学年・学期については、「民事訴訟実務の基礎」と基本的に同じ考え方があてはまる。もっとも、刑事の場合、実体面・手続面ともに厳格な枠組に則った思考が求められるから、刑事系の法律基本科目群の履修・修得を前提に、あるいは少なくともそれと同時並行的に実施することが教育効果を高めることになろう。とりわけ各シラバス案に示すような「刑事訴訟実務の基礎」という独立の科目を設ける場合には、刑事法の理論的理解を前提にそれを実務に架橋する科目としての性格が強まるから、未修者3年次または2年次後期（既修者2年次または1年次後期）に配当することが合理的と考えられる。

「民事訴訟実務の基礎」が「要件事実」をその中核的内容として想定しうるのに比して、本科目の具体的内容については、確固たる枠組やイメージが共有されているとは言えず、民事の場合以上に、各法科大学院の創意工夫と努力に委ねられる部分が多い。ここでは、基本的な教育目標と考える若干の核となる教育内容例について述べる。

なお、本報告書に添付した「刑事訴訟実務の基礎」シラバス案A,B,C,Dは、刑事系ワーキング・グループの総意に基づいた複数のモデル例ではなく、刑事実務科目の教育内容・方法について討議を進める過程において、ワーキング・グループのメンバーが個人として、科目内容の具体的なイメージを喚起し、議論を深めるための参考資料として提示した案である。

この分野の教育においては、とりわけ、法科大学院の教育理念・目標である、「法理論教育を中心とし」の要素と、法曹養成に特化した「実務教育の導入部分」「実務との架橋を強く意識した教育」の要素との適切な均衡に留意することが肝要であると思われる。刑事実体法・手続法の理論的理解を前提としつつ、司法試験合格後直ちに行なわれる実務修習が十分な教育効果をあげうる程度に、基礎的な訴訟実務に関する知識・能力を身につけさせることが必要である。

法理論教育と実務との最も大きな差異は、前者においては、所与の事実を前提としてあるべき法適用が考究されるのに対し、後者においては、そのときに存在する資料あるいは証拠から、まずもって当該時点において必要とされる法律判断を行うために事実そのものを見極めることが必要とされる点である。そこで、法理論と実務とを架橋する「刑事訴訟実務の基礎」においても、教育内容として、具体的な証拠・資料に基づく事実関係の認定あるいはその見極めを含んだ法的判断能力の養成を柱とすることが考えられる。

また、法理論教育においては、通常、問題ごとに客観的な1つのあるべき結論の探究がなされるのに対し、実務においては、手続の各局面ごとに、検

察官，弁護士，裁判官（所）がそれぞれの役割・立場から事実問題・法律問題を判断し，それに従い一定の行為を行い，それらが集積することによって局面の展開がもたらされる。そこで，関与者の行動が複雑に絡み合いつつ刑事手続が実際にどのような経緯を経て捜査から判決に至るかを具体的に理解させることが肝要である。

このためには，関与者が，手続の各時点における様々な状況に応じつつどのように関与して手続が進められているかを一般的な事件の流れに沿って具体的に理解させたい。手続過程の基本的な局面において，手続の各主体（アクター）を意識してそれぞれの立場からいかなる判断・行為が求められるかを考察することも，法理論と実務の架橋において求められる教育内容の1つと考えられる。

このような教育目標・内容を実現するには，実際の刑事事件の証拠・資料に必要な加工を加えたものからなる「記録教材」をもとに，事実の見極めを含む法的判断を手続の各主体の立場から模擬的に実践してみることが有効である。そのためには，具体的事件の記録を教育用に加工した教材を法科大学院において利用できるようにすることが強く望まれる。そして授業担当者についても，刑事実務を実体験してきた実務家教員の関与が強く期待されよう（実務家教員と研究者教員との共同担当という方式もあり得る）。

「記録教材」を用いた実践的な教育のほか，あるいはその準備作業として，例えば，公刊された裁判例等を素材として，その内容を解析することにより，事実の見方や手続の進め方を追体験する方法も考えられる。例えば，殺意・知情・自動車事故の過失・共同正犯における共謀・正当防衛や責任能力等阻却事由の各認定，状況証拠による犯人性の認定，再審事例における証拠評価，自白の任意性・信用性や共犯者供述・犯人識別供述の信用性の判断，証拠物取得過程における違法捜査の有無等証拠能力に係わる要件の認定，逮捕・勾留・保釈の要件の認定等は研究素材が豊富で，その解析から得られることも少なくないであろう。もちろん，このような内容は，刑事系の法律基本科目，とりわけ刑事法総合科目等において，法理論的分析と連関させて取り扱うことも可能である。

本科目の教育効果をあげるには，学生に対して，「記録教材」に含まれる様々な資料あるいは証拠を整理・分析し，事実を認定する過程や，そこに法理論を当てはめる過程を文章化し説明する作業を課すことが有益である。文章化に加えて，それに対する講評，添削等の要素をも取り込む場合には，「法文書作成」の基礎的部分もカバーされることになる。なお，その場合の狙いは，民事と同様，実務で現に用いられている文書の形式（判決書・起訴状・

弁論要旨等)に必ずしもこだわらず,その目的にそった,事実の認定と法的判断を,論理的かつ明晰に文章で説明記述する能力の修得であるという点に留意すべきである。

刑事訴訟実務における各主体の役割を理解するには,ロール・プレイを取り入れることも有益と思われる。本科目の全体のまとめとして模擬裁判を実施したり,手続の各段階の要所要所で模擬手続を挿入することが考えられよう。その場合には,「模擬裁判」の内容もカバーしうることになる。そのことによって必要時間数が増える場合には,例えば3ないし4単位科目とすることも考えられる。

4 法情報調査

「中間まとめ」では,「法令,判例,学説等の探索・整理・分析の技法,判例の意義・読み方等,法曹としての最も基礎的な専門的技能を学ばせる。」とされ,1単位相当必修とされている。

このような内容を1単位相当必修として行うことは,採り得る選択肢の一つである。その場合,判例の意義・読み方は,公法,民事法,刑事法,その他の分野のそれぞれに関する最高裁判所の裁判例を,原審や原々審の判決とともに,具体的に取り上げ,判決の論理構成,いわゆる判例としての価値を有する部分とそうでない部分の区別等を検討させることとなる。

しかしながら,この「法情報調査」で取り扱うこととされている事項は,法律基本科目群,実務基礎科目群,基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群に属する各科目の中でも常に取り上げられるべきものであり,あえて実務基礎教育群の中の必修科目として単位化する必要はないともいえる。そこで,「法情報調査」を必修科目とする必要はなく,また,これを独立の科目として開講しない選択肢もあり得ることとするのが妥当である。例えば,入学後すぐのオリエンテーション期間中に,法令,判例,学説等の探索方法を指導するといった手当てをすることも可能であろう。

授業担当者については,各法科大学院の判断に委ねるべきである。

5 法文書作成

「中間まとめ」では,「契約書・遺言書あるいは法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基礎的技能を,添削指導等により修得させる。」とされている。

「法文書作成」については,これを独立の科目とする場合のほか,「法情報調査」とともに「法情報調査・法文書作成」として開講することも考

えられる。それらの場合の単位数は、そこに盛り込む内容によって、1単位、2単位、4単位等、様々な場合があり得よう。このほか、独立の科目とせずに、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「クリニック」などの実務基礎科目、契約実務、企業法務、家族紛争処理等の展開・先端科目、民事系や刑事系の法律基本科目等の中で、それぞれの分野に関連して取り扱うことも考えられる。

作成させる文書としては、法律意見書・調査報告書（依頼者からの聴取を含む調査結果に基づき、事実証明や法律上の問題点と解決方法等の案を提示する、勤務弁護士がパートナー弁護士に提出する報告書や弁護士から依頼者への報告書を含む）、契約書などのほかに、訴状や判決等の訴訟実務で作成される文書、左陪席裁判官が作成する合議メモ（主張や証拠に基づき、事実認定や法律上の問題点と判断内容、訴訟進行の方向等に関する案を提示するもの）、賃貸借契約解除通知書、クーリング・オフの通知書などが考えられる。つまり、訴訟関係文書に限らず、法律実務の広い分野の文書が対象に含まれるものである。

「法文書作成」における指導の対象は、各文書の形式的・技術的な事項ではなく、法的文書として必要な正確性と説得力を確保するための、法的な面と文章の面の両面にわたる、構成および表現についての技能である。したがって、細部にわたるまで厳密な完結した文書を作成する必要は必ずしもなく、ある文書の重要部分や要旨を作成するという方法でも十分な場合がある。また、現存する契約書等の内容について検討し、批評を加え、改善案を考えるとといった授業方法も考えられる。

「法文書作成」を独立の科目として実施する場合には、一定の法律的知識と実務的な問題解決能力が必要となることから、法学未修者2年次後期・法学既修者1年次後期以降に担当することが望ましい。

授業担当者については、実務家教員のみ、実務家教員と研究者教員との共同授業、研究者教員のみ等のいずれもが考えられ、各法科大学院が、授業内容、教員構成等に応じて判断し得るといふべきであろう。また、文書添削やその講評を行うについては、教育補助教員の活用が考えられる。

1クラスの標準的な人数については、法律基本科目群の授業と同様と考えるのが妥当である。

なお、「法文書作成」を独立の科目として開講しない場合であっても、法律実務に就いた際の法文書作成の重要性にかんがみると、他の科目において法文書作成の能力を養う工夫をすべきこととなる。

6 模擬裁判

「中間まとめ」では、「民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる。」とされている。

「模擬裁判」といっても、法廷での弁論や証拠調べ（交互尋問等）のシミュレーションに重点を置くか、法廷外活動も含めた訴訟手続全体のシミュレーションを行うかによって実施の方法はかなり異なることになり、その両方が考えられるところである。

は、法廷での「模擬裁判」をする日時を設定し、事前に模擬訴訟記録を配付して準備をさせ、当日、法廷活動を実演させるという例が考えられる。司法研修所の模擬裁判や交互尋問は、このようにして行われている。法廷活動の具体例としては、民事の場合、訴状・答弁書・準備書面等の陳述、書証提出、争点整理手続、証人尋問、判決言渡等が考えられ、刑事の場合、冒頭手続、証拠調べ特に証人の交互尋問や検面調書の採否をめぐる弾劾尋問、被告人質問、論告・弁論、判決言渡等が考えられる。

の場合でも、法廷での手続進行に則した既存の台本に基づく実技に限定するものと、台本どおりでなく参加者の判断に従って進行する部分を設けるものとの両様が考えられる。

の例としては、例えば1学期間、週1回定期的に授業を行い、訴訟手続の流れに沿って、各訴訟関係人の法廷外活動（記録検討、打合せ、証拠収集、書面作成等、刑事であれば捜査記録に基づく起訴状の起案、事前準備等）、法廷での弁論等の訴訟行為、証拠調べ、証人の交互尋問、判決というように順次進行させるというものがあり、に比べてより本格的なものとなる。

なお、模擬裁判については、独立の科目として実施する場合のみならず、「民事訴訟実務の基礎」や「刑事訴訟実務の基礎」と一体的に実施する方式も考えられる。その場合、「民事訴訟実務の基礎」や「刑事訴訟実務の基礎」をそれぞれ2単位相当必修とすべきとされている趣旨を考慮し、単位数は、模擬裁判の部分を付加して3単位ないし4単位程度とすることが望ましい。また、模擬裁判を独立して実施する場合にも、「民事訴訟実務の基礎」や「刑事訴訟実務の基礎」と関連付けて行うことが教育効果上望ましいであろう。

配当学年・学期は、一定の法律的知識と実務的な問題解決能力が必要となることから、法学未修者2年次後期・法学既修者1年次後期以降に配当することが望ましい。

授業担当者としては、主として実務家教員が想定されるが、テーマや記録の選定、問題点の抽出等について研究者教員が関与するも想定されるし、研究者教員のみが担当することを否定すべきではないであろう。

1クラスの人数は、25名程度より多くなならないことを標準とすべきであろう。

成績評価の方法に関しては、合否のみの評価も可能とすべきであろう。

この科目に関しては、教材の開発や実際の事件記録の利用可能性等について更に十分な検討、準備を要する。

7 ローヤリング

「中間まとめ」では、「依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADRの理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる。」とされている。

これらに含まれる内容を、「リーガル・コミュニケーション」、「ADR」等として個別に実施することも可能であろう。

クリニックとの関係については、一応、クリニックは実際の相談者（依頼者）を対象とし、ローヤリングはロールプレイということになるが、ローヤリングがクリニックの練習といった意味合いを持つこともであろう。その意味で、ローヤリングとクリニックを一体として開講することも可能というべきである。

また、模擬裁判を上記6の方法で行うのであれば、そこにローヤリングの内容を含むことが可能であろう。

配当学年・学期は、一定の法律的知識と実務的な問題解決能力が必要となることから、法学未修者2年次後期・法学既修者1年次後期以降に配当することが望ましい。

授業担当者としては、主として実務家教員が想定されるが、テーマや記録の選定、問題点の抽出等について研究者教員が関与するも想定されるし、研究者教員のみが担当することを否定すべきではないであろう。

1クラスの人数は、25名程度より多くなならないことを標準とすべきであろう。

成績評価の方法に関しては、合否のみの評価も可能とすべきであろう。

この科目に関しては、教育内容、方法、教材等について、更に十分な検討、準備を要する。

8 クリニック

「中間まとめ」では、「弁護士の監督指導のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる。」とされている。

各法科大学院の状況に応じ、実施の有無や内容を決めるということになる。具体的内容としては、法科大学院や自治体等における法律相談への立会い、法科大学院附属法律事務所の取り扱う業務への関与等を通じて、実際の依頼者を対象とする弁護士実務を実地体験させるといったことが考えられる。

クリニックには、一般民事全般を対象とするもののほか、労働、刑事、家事等の対象分野を限定したもの、更にはDV、離婚、環境等テーマを限定したものが考えられる。テーマを限定したクリニックについては、先端・展開科目と連携して実施することも可能であり、また、法律実務家以外の各種専門職や専門機関との連携も考えられる。

実務家教員が指導・監督に責任を持つ必要があるが、クリニックでは、単に具体的事案を処理するだけでなく、事前の研修と事後の分析・検討が重要であり、こうした部分については実務家教員に加えて、研究者教員の関与が期待される。

成績評価については、担当する事件に様々なものがあり得ることなどから、受講者間の公平さを確保するため、合否のみの判定とすることが望ましい。

法科大学院やその教員が法律実務をどのように取り扱うことができるのか、学生がどこまで具体的事件に関与できるのか、守秘義務をどう取り扱うか等について、法制上の動向も視野に入れつつ、検討する必要がある。

9 エクスターンシップ

「中間まとめ」では、「法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う。」とされている。各法科大学院の状況に応じて実施の有無や内容を決めるということになる。司法修習における実務修習との関係が問題となる。

法科大学院の教員が、指導・監督について責任を持つ必要がある。したがって、法科大学院の教員は、派遣先の指導者と連絡を密にし、学生の取組みの状況を把握し、学生を適切に指導・監督をする必要がある。他方、派遣先の指導・監督者は教員である必要までではないと考えられる。

成績評価については、担当する事件に様々なものがあり得ることなどから、受講者間の公平さを確保するため、合否のみの判定とすることが望ま

しい。

学生がどこまで具体的事件に関与できるのか，守秘義務をどう取り扱うか等について，法制上の動向も視野に入れつつ，検討する必要がある。

「民事訴訟実務の基礎」シラバス例（案）

<科目のねらい>

民事事件関係での法曹の役割は、民事紛争を法的な観点から再構成し、法律を適用してその解決を図ることである。その能力を養うために、民事紛争において、いかなる事実が法的に重要か（要件事実）、および、争いとなっている事実がどのようにして確定されるのか（事実認定）、について、具体的事例を題材に、その基礎的理解を修得させるとともに、民事訴訟実務の基礎的な知識を得させる。法律知識を紛争解決の道具として用いるための基礎的知識及び理解により、理論と実務の架橋のための基礎固めをする。

<科目の内容>

1．民事訴訟の基本構造

審判の対象である訴訟物、要件事実の意義や争点整理におけるその機能について、事例に則して検討し、また、当該事例の事実認定の対象と方法等について検討する。

2，3．要件事実序説

簡単な設例に基づき、主張・立証責任の分配（請求原因、抗弁及び再抗弁の各意義等）や要件事実に関する諸問題（主要事実と間接事実の区別、法律上の推定、規範的要件等）について検討する。

4～6．要件事実問題演習(1)～(3)

民事訴訟における典型的事例における当事者双方の言い分を素材として学生に検討させ、報告をさせたり、簡単なペーパーを提出させたりした上で、討論を行う。この場合、弁護士としての立場で一方当事者の主張を整理させ、更に聴取が必要な事項を指摘させたり、裁判官としての立場で両当事者の主張を整理させ、釈明権行使に必要な事項を指摘させることも行う。

事例としては、実務上多い次のようなものとし、基礎的な理解を得させるという目的から、法律論としては比較的易しいものとする。

- ・ 売買契約に基づく代金支払請求、目的物引渡請求
- ・ 貸金返還請求、保証債務履行請求
- ・ 所有権に基づく明渡請求、抹消登記請求
- ・ 賃貸借契約の終了に基づく明渡請求
- ・ 債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求 など

7，8．訴状、答弁書等の作成に関する検討

(1) 原告の聴取書その他の資料に基づいて、訴状作成に当たって検討すべき事項等について、学生に報告をさせ、討論を行う。主張する事項は、相手方が自白をしないときは争点を形成し、証拠をもって立証することになることを認識させる。

(2) また、訴状作成の検討で使用した設例を用い、被告の聴取書その他の資料に基づいて、答弁書を作成するために検討すべき事項等について、学生に報告をさせ、討論を行う。

9．主張の整理（争点整理）

7，8で使用した設例等を用い、原・被告の提出した書面や証拠に基づき、主張の整理（争点整理）に当たって検討すべき事項等について、学生に報告させ、討論を行う。形成された争点が事実認定の対象となることを認識させる。

10，11．事実認定序説(1)，(2)

(1) 証拠の意義，その収集方法，証拠調べの方法，事実認定の方法等につき，模擬記録等を用いて，具体的に検討する。

(2) 経験則に関して判示した裁判例を取り上げるなどして，経験則の意義や機能等について，具体的に検討する。余裕があれば，事実認定に関する諸問題〔一応の推定，事案説明義務，証明妨害，相当な損害額の認定等〕についても，裁判例に即して検討する。

12，13．事実認定問題演習(1)，(2)

(1) 9で使用した設例等を用い，争点とされた事項につき，いずれの当事者がいかなる事項を立証するのか，これを立証する手段としてどのような証拠が必要か，反証としてはどのようなものがあるかなどについて，学生に報告させ，討論する。

(2) 例えば，保証債務履行請求事件における保証契約の否認事例等の簡単な事案を素材として，模擬記録等に基づき，事実認定（判断形成過程など）について，学生に報告させ，討論する。

14．紛争の解決

(1) 和解による解決のメリット，デメリットはどこにあるのか，和解について法曹はどのような役割を果たすべきかなどについて，既に用いた設例等の素材に基づき，具体的に討論する。

(2) 勝訴判決の実現（執行）がどのようにして行われるかについて，既に用いた設例等の素材に基づき，具体的に討論する。

「民事訴訟実務の基礎」シラバス例（案）

<科目のねらい>

法曹の役割は、社会的な問題を法律的な問題に再構成し、法律を適用してその解決を図ることことであり、そのためには、適切な法律構成を選択する能力およびこれを説得的に提示する能力が必要である。法曹のこうした能力が典型的に発揮されるのは、紛争の法律的解決をはかる訴訟においてである。

この科目では、民事訴訟を題材とし、法律知識・理論を活用して問題解決を図る法曹の活動を擬似的に体験させることで、法曹の汎用的技能である「主張」「立証」の重要性を理解させ、他の法律基本科目、展開・先端科目等を理論と実務を架橋するという観点から修得するための基礎固めとする。同時に、民事訴訟実務についての理解を深めさせる。

民事訴訟を当事者の側から取り扱うことを特色とするが、これは社会的紛争を法的紛争に再構成をするのは第一次には当事者（具体的にはその代理人である弁護士）が行なうべきものであり、この能力は当事者の主張を前提に判断を行なう裁判官等を含めた法曹に共通の基礎的能力であると考えからである

1．紛争を訴訟で解決するとはどのようなことか

民事訴訟は、紛争解決のための制度の一つであるとの認識を前提に、その紛争解決制度としての特徴と限界、国民の民事訴訟に対する期待と批判について、わが国および外国の判決例などを題材に、討論を行なう。

2．民事訴訟における法曹の役割は何か

紛争解決の専門家としての法曹に対する社会の期待は大きいとともに、これに対する批判もまた強く存在する。特に、代理人として訴訟を遂行する弁護士は、一方では依頼者の利益を図ることが期待され、他方では、正義の実現のための役割が期待される。法曹に対する批判の多くは、各人が持つ弁護士の役割についてのイメージの違いに由来するともいえる。これらの点について、各種論文や判決事例を題材に、討論を行なう。

3．民事訴訟はどのように進行するか

設例に基づいて具体的な検討を行なう前提として、民事訴訟手続を概観する。同時に、現在の民事訴訟実務に対する国民の批判がどこにあるかを理解し、また、わが国の民事訴訟手続を国際的な比較の中で検討する。各種論文を題材に、討論を行なう。

4．要件事実論はどのような役割を果たすか

〔全体を14回構成にする場合には、この項を独立のものとし、5以降の具体的な検討の中に含めて取り扱う。〕

次回以降において、要件事実の知識を使った検討を行なう前提として、民事訴訟における要件事実論の役割を理解させるとともに、類型的事例について、要件事実の検討を行なわせ、その基礎的な理解を得させる。

5～7．訴状を作成するにはどのような検討が必要か

原告の聴き取り書きその他の資料に基づいて、各種の設例について、訴状作成に当たって検討すべき事項およびその結果について、予め検討した内容を教室で報告させ、討論を行なう。請求原因の検討については、要件事実についての知識が必要となるが、要件事実の細かな議論を行なうのではなく、要件事実の知識を訴状作成に当たってどのように活用するかを学ぶことを重視する。

設例としては、かなり詳細なものを前提とし、選択肢が複数存在するようなものとするが、実体法の細かな議論を行なうことは目的としないので、要件事実の部分を含め法律論としては比較的易しいものとする。次のような設例が考えられる。

- ・ 売買
- ・ 賃貸借
- ・ 登記訴訟
- ・ 保証債務
- ・ 不法行為

8～10．答弁書・準備書面を作成するにはどのような検討が必要か

訴状作成の検討で使用した設例について、被告側の聴き取り書きその他の資料に基づいて、答弁書を作成するために検討すべき事項およびその結果について、予め検討した内容を教室で発表させ、討論を行なう。要件事実の細かな知識を学ぶのではなく、要件事実についての知識がどのように使われるのかを学ぶことを主眼とするのは、訴状の場合と同様である。

11～13．立証するとはどのようなことか

訴状作成の検討および答弁書作成の検討で使用した設例を使い、立証対象がなにか、これを立証する手段としてどのような証拠が考えられるかを予め検討させ、その結果を教室で報告させ、討論する。直接証拠が存在しない場合の、間接事実による推認過程についても検討する。また、立証の前提として、裁判官の事実認定過程についての検討も併せて行なう。

14．民事訴訟をどのように終えるか

民事訴訟の半数以上は、判決ではなく和解によって終了している。した

がって、法曹としては、当事者はなぜ和解によって訴訟を終了させるのか、和解による解決のメリット、デメリットはどこにあるのか、和解について法曹はどのような役割を果たすべきか、などについて理解することが必要である。既に使用した設例を材料として、こうした事項について討論を行なう。

15．判決を得た後で

当事者にとって、勝訴判決を得ただけでは問題の解決にならない。権利の実現を得て初めて問題が解決されたということになる。こうした認識は、実際の事件を扱う法曹には不可欠である。既に使用した設例を材料として、勝訴判決の実現がどのように行なわれるかについての討論を行なう。

「刑事訴訟実務の基礎」（2単位相当）シラバス案

以下に添付する4種類の「刑事訴訟実務の基礎」シラバス案 A, B, C, D は、刑事系ワーキング・グループの総意に基づいたものではなく、刑事実務科目の教育内容・方法について討議を進める過程において、メンバーが個人として、科目内容の具体的イメージを喚起し、議論を深めるための参考資料として提示した案である。

「刑事訴訟実務の基礎」シラバス案 A

<全体のねらい>

刑事訴訟に携わるに際して有用な実務的知識と既に学習した刑法，刑事訴訟法に関する理論的知識の実務への応用力の修得を図り，刑事実務への導入の基礎を教示することを目的とする。

第1回・第2回 刑事事実認定の基礎－総論 (1)(2)

殺意が争われている事案において，殺意の有無を認定するのにどのような事情が問題となるか。被害が発生した直後に盗品を所持していた者が窃盗犯人であるかどうかを認定するのに，どのような事情が問題となるか。被告人と被害者の供述が食い違う場合，相対立する二つの供述の信用性をどのように判断すればいいか。

受講者に対しては，こうした実務上の典型的な問題を判示した裁判例や実際の訴訟記録を基にした記録教材等を素材として，あらかじめ設例を検討する課題を与えた上，授業でこれを討論，講評することにより，間接事実による推認や要証事実の総合認定，供述の信用性の判断の仕方など，事実認定の基本的な手法を理解させる。

第3回 刑事事実認定の基礎(3)

殺意の有無又は近接所持が問題となった事案について，実際の訴訟記録を基にした記録教材等を素材として，犯罪事実を認定することができるかどうかを説明する課題を与えて，サマリーペーパーを事前に提出させ，授業で，その内容について，討論，講評する。

このように，第1，2回で学んだ事実認定の基本的な手法を比較的平易な事件に実際に活用し，事実認定を経験させるとともに，討論，講評により事実認定の手法に対する理解を深めることをねらいとする。

第4回・第5回 捜査段階における実務の基礎(1)

被疑者が犯人ではないかと疑われる状況があるものの，犯人であることを否定している事案について，送致段階における記録教材等を素材として，被疑者を勾留して捜査をすべきかどうか，今後はどの点を捜査すべきかについての方針を検討させる課題を与えた上，授業でこれを討論，講評する(第4回)。さらに，捜査の最終段階における記録教材等を素材として，公訴提起すべきかどうか，どのような公訴事実で公訴を提起すべきかについて検討す

る課題を与えた上，授業でこれを討論，講評する（第5回）。

このように，検察官は混沌とした証拠関係の中からどのようにして法的に意味のある事実関係を取り上げて公訴提起するのか，犯罪の具体的な嫌疑がある場合，これに適用されるべき犯罪構成要件は何かを考察し，訴追する立場から，証拠を収集整理して法的に分析する手法を学ぶことをねらいとする。

第6回，第7回 捜査段階における実務の基礎（2）

比較的軽微な事件で逮捕された被疑者が犯行を否認しているという具体的事例をプリント教材にした上，これを素材として，弁護人は，被疑者の言い分の真実性や正当性をどのように主張，立証していくのかを検討させる課題を与える（第6回）。さらに，その被疑者に対して勾留請求がされたという事例を設定して，裁判官役の受講者には勾留請求段階の記録教材等を素材として勾留の要件を検討させる一方，弁護人役の受講者には逮捕状の写しや被疑者との接見メモを与え，被疑者が勾留されないようにするための弁護活動の在り方を検討する課題を与える（第7回）。

その上で，それぞれの授業で，全体で討論することにより，勾留の要件や，捜査段階における弁護人の活動，役割についての理解を深める。

第8回・第9回 公判手続運用の基礎（1）

釈明の余地があるような公訴事実を記載した起訴状，当該事件における事前準備メモ，第1回公判期日の進行状況メモ等をまとめたプリント教材を素材として，証拠開示，同意不同意の見込みの通知，証人尋問の準備，保釈の請求，起訴状に対する求釈明などの問題を検討させる課題を与えた上，授業でこれを討論，講評する（第8回）。また，比較的平易な事件の捜査記録を素材として，起訴状を前提に，検察官の立場で請求すべき証拠の仕分けを検討させたり，弁護人の立場で同意不同意の見込みを検討させるなどの課題を与えた上，授業でこれを討論，講評する（第9回）。

公判準備に関する実務上の諸問題を主に取り上げ，これに関する基礎的理解を深めることをねらいとする。

第10回・第11回 公判手続運用の基礎（2）

第9回で使用した捜査記録教材等に基づき，検察官がその事件について公訴を提起し，証拠書類や証拠物を証拠請求したという事例を設定し，弁護人がそれらを証拠とすることに同意しなかった場合のその後の展開を予想させる課題を与えた上，授業でこれを討論，講評する（第10回）。また，32

1条1項2号に関する証人尋問部分と検察官調書だけをまとめた記録教材等や被告人の自白の任意性立証に関する被告人質問部分と自白調書だけをまとめた記録教材等に基づき，検察官調書や自白調書の証拠能力を検討させ，授業でこれを討論，講評する（第11回）。

証拠能力付与の要件，冒頭手続，証拠調べ等に関する実務上の諸問題を取り上げ，これに関する基礎的理解を深めることをねらいとする。

第12回，第13回 公判手続運用の基礎（3）

検察官や弁護人の訴訟活動はどのように集約されるか，裁判所は，どのようにして最終的な判断を行うのかについて，基本的理解を深め，具体的事例に則した応用力を修得させる。

公判記録を基にした記録教材を素材として，論告，弁論，判決の内容に当たるサマリーペーパー作成の課題を与え，討論する。

第14回，第15回 模擬裁判実習

検察官，弁護人は，法廷において自己の主張をどのような言葉で表現するのか。相手方の不当な尋問に対しては，どのように異議を述べるのか。裁判所は，法廷をどのように主宰していくのか。異議の申立てに対する判定はどうするのか。

これまでの学習のまとめとして，公判記録を基にした記録教材等により第一審公判手続のロールプレイを行い，その結果について講評し討論する。参加者は，独自の判断で活動するのではなく，記録教材に則してそれぞれの役割を実演し，公判活動を追体験する。

このシラバス案の考え方

中教審答申や研究会「中間まとめ」は実務基礎科目群のなかに「要件事実と事実認定の基礎」という科目を挙げている。この表現にはやや限定的な響きがあるが、事実認定の技術を法学生に教えることを狙ったものと理解すべきではない。司法制度改革審議会の意見書は「実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）」というふうに一つの例として事実認定をあげているに過ぎないことにも注意すべきである。この意味で、本報告書が「刑事訴訟実務の基礎」という表現をとったことは適切である。

刑事実務の分野においては、裁判員制度の採用が予定されていることも考慮されなければならない。裁判員制度は、普通の市民が、特別な訓練を受けなくても、適正に採用された証拠を前にして真摯な討論をすることを通じて真実に到達することができるという前提に立っている。法曹のみが事実認定のための特殊な技術を学ぶことを要請されるというのはこの前提と明白に矛盾している。さらに、裁判員とともに事実認定に参加する裁判官が、事実認定に関する特殊な技術を備えた「専門家」として位置付けられることは、そのような訓練を受けていない裁判員たちの自由な討議を萎縮させる危険性がある。

そうすると、「刑事訴訟実務の基礎」において事実認定の訓練を課題として強調することは適切ではない*。この科目の課題として掲げられるべきなのは、現実の刑事手続において、検察官・弁護士・裁判官という専門職がどのような役割を担い、どのように行動しているのかを理解し、その職責をそれぞれ全うして公正な裁判を実現するための基礎的な技術を学ぶことにあるというべきであろう。

さらに指摘されなければならないのは、審議会意見書が、法科大学院の教育理念として「専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力……を育成する」ことを挙げている点である。現に行なわれている実務を所与のものとして受け入れ、その技術を学生に教えるというのではこの教育理念に沿ったものとは言えない。法運用の実際の姿を理解しつつ、それを批判的に検討しあるべき実務は何かを学生に考えさせる視点を忘れてはならない。そのためには、現実の実

* 法科大学院が「事実認定」に関する教育を一切行なわなくても良いという意味ではない。法科大学院における一つの学際的な科目として「事実認定論」あるいは「事実認定の科学」というような科目を設けることは大いに奨励されるべきである。

務を学生に示しながらも、常にそれを法理論的に検討し、多様な考え方があ
ることを学生に理解させることが教員には求められるのである。

以上のような考え方を前提に、一つの例示として以下のシラバス案を提示
するものである。これは、刑事事件の手続の流れにそってシミュレーション
と討論主体の授業を行い、それぞれの立場の法律家がどのような役割を担っ
て活動しているのかを具体的に理解する；それとともに、実務家としての初
歩的な技術を習得する；あわせて、教員と学生との討論を通じて実務のあり
かたを批判的に検討する機会を学生に提供しようとするものである。

第 1 回・第 2 回 逮捕・勾留

教材例：痴漢の容疑で逮捕され容疑を否認している会社員の送致記録。検
察官役の学生は、記録を読み被疑者の弁解録取をして、勾留請求をするかど
うか検討する。弁護人役は、被疑者役と接見し事情聴取を行い、被疑者の身
体拘束を回避する方法等について検討する。裁判官役は資料に基づいて勾留
の適否を判断する。

勾留又は勾留却下に対する準抗告の申立てとその審査・判断をする。

勾留理由開示手続を教室で行う。

手続のシミュレーションが終わった後、教員による講評と討論。

第 3 回 接見交通権と取調べ

代表的な先例を素材に問題を作成し、討論形式の授業を行う。接見指定制
度を巡る弁護士会と検察庁の紛争の歴史や問題の背景を理解する。それとと
もに、具体的なケースに則してどうしたら接見を実現できるか、身体拘束を
された被疑者との接見におけるインタビューの技術・注意点などを学ぶ。

第 4 回 起訴

教材例：恐喝か逮捕監禁か強盗か判断に迷う記録。記録を素材に、起訴状
(不起訴裁定書)を書いてみる。学生の書いたものを素材に討論形式で授業
を行う。

第 5 回・第 6 回 保釈

教材例：何でもよい。弁護人役は被疑者役と接見し保釈請求書を書く。検
察官役は意見書を作成する。裁判官役は保釈の許否を判断し、その理由を文
書にする。

保釈又はその却下に対する準抗告の申立て，審査・判断をする。
その後教員による講評と討論。

第7回・第8回 訴因とその変更

教材例：公判がかなり進行した後で訴因の変更が問題になった記録。検察官役は訴因変更の要否・可否を検討し，訴因変更請求書を書く。弁護士役はそれに対する意見書を書く。裁判官役は訴因変更を許可するかどうか判断し，その理由を書く。学生の書いたものを素材に討論形式で授業を行う。

第9回・第10回 証拠請求と証拠開示

教材例：検察側にとって有利・不利様々な証拠資料がある記録。検察官役は冒頭陳述書と証拠請求書を書き，弁護士役に記録を開示する。弁護士役は，被疑者役と協議して，証拠書類に対する同意・不同意の意見並びにその理由を書く。あわせて求釈明や証拠開示についても検討する。

その後教員による講評と討論。

第11回・第12回 証人尋問

教材例：前回と同じでよい。交互尋問を行い，講評する。

講評に際しては，刑事証拠法の基礎や証人尋問に関する刑訴規則に関する解説もするようにする。

第13回 論告と弁論

教材例：前回と同じでよい。検察官役は論告を行い，弁護士役は弁論を行う。チームワークではなく，1人で書き，1人ずつ発表する。

第14回 判決

教材例：前回と同じ。裁判官役は判決を書き，その要旨を教室で発表する。これもチームワークではなく，1人で書き，1人ずつ発表する。

第15回 論告・弁論・判決についての講評と討論

授業の進めかたについて

教材は前もって学生に渡し，授業当日はすぐに発表や討論ができるようにする。

教師は，シミュレーションの記録のほかに，参考資料として，判例や文献，

参考書式などを幅広く学生に紹介するべきである。しかし、問題によっては学生自身に文献調査をさせ、講評の段階で文献リストを配る方がよい場合もある。

いわゆる「模擬裁判」ではないので、学生が1人で考え1人で発表する機会をできるだけ多くするように努める。

そのうえで討論ができるだけ活発に行われるようにし、様々な視点や考え方が理解させるようにする。

「刑事訴訟実務の基礎」シラバス案 C

第1 「刑事訴訟実務の基礎」のシラバス案のねらい

司法制度改革審議会意見書は、法科大学院における「教育内容及び教育方法」に関して「法科大学院においては、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せ実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。」旨掲げている。「刑事訴訟実務の基礎」はこの点に重点において検討されるべきであり、特に、これまで実務との架橋の役割を担ってきた司法研修所における前期教育が廃止される見込みであることを考慮すると、法科大学院においては、法科大学院を卒業して司法試験に合格したものが司法研修所の実務教育に十分対応できるだけの実務的知識・能力を身につけさせる教育を行うことが必要である。

そして、この「刑事訴訟実務の基礎」においては、実際の実務が、捜査、起訴（不起訴）、公判、判決といった時系列的な流れに沿って進行し、その各段階において、警察官、被疑者（被告人）、被害者及び参考人等の関係者が関与しつつ法曹三者の判断や各種訴訟活動が行われることにかんがみれば、まずもって実務において捜査・公判手続が多数の関係者の関与の下にその時点における様々な状況に応じつつ具体的にどのような形で進行するのかを十分理解させることが不可欠である上、その上でなされる事実認定能力のかん養も具体的な事件の流れに沿って訓練されるべきである。

そのため「刑事訴訟実務の基礎」には、現在の司法研修所の前期教育の内容にも十分配慮した上

実務教育の導入部分として実際の刑事手続の流れについての理解を深めるとともに刑事手続の流れに沿った形で訴訟法的事実を含む事実認定能力をかん養し、併せて法文書作成技術の基礎を学ぶための実際の事件記録を加工した記録教材による起案

同じく実務教育の導入部分として訴訟手続に関する理解を深めることを主眼としつつ法廷技術の基礎を学ぶ交互尋問の実習を盛り込むことによって「実務との架橋を強く意識した教育」を実現することが必要と考えられる。

第2 シラバス案

1 刑事事件捜査・公判の基礎的理解（合計3回）

第1回～第2回

比較的簡単な内容の模擬記録等により刑事手続の流れを把握し、刑事記録の見方や基本的な書式を理解する。

「公訴事実」、「罪となるべき事実」の構成、有罪・無罪あるいは不起訴の理由の構成について理解する。

第3回

殺意の認定、窃盗の犯人性の認定等状況証拠による事実認定が問題になる典型的な例について裁判例等を素材に分析・検討し事実認定の基本的な在り方について理解させる。

2 記録教材を使った刑事事件捜査・公判の実務的理解（合計10回）

記録教材 〇〇 の起案・講評（合計10回）

記録教材 〇〇 は、いずれも捜査から判決までの記録とする。

記録教材には、比較的簡明な事実認定上の問題点及び法律問題が含まれているものとするとも考えられるが、その場合は法曹3者それぞれの立場から有用なものとするか、〇〇 のうち1本は検察官の観点からの教育に有用なもの、1本は弁護人の観点からの教育に有用なものを用いることなども考えられる。

〇〇 のうち、1本は殺傷事犯、もう1本は、財産犯を扱ったものとするとも考えられる。

起案は講評をつけて返却することも考えられる。

合計10回の授業時間で合計3本の記録教材を使った学習を行うことも考えられよう。

第4回～第8回

（記録教材 〇〇 授業例）

送致記録を事前配付して勾留の要否、捜査方針、弁護方針を在宅起案 〇〇 させた上で討論・講評する（1回）。

捜査終了時の記録を事前配付し、起訴の要否を決定させるとともに、論点のほか、公訴事実又は不起訴理由を在宅起案させた上で討論・講評する（2回）。

証拠調べ終了時の記録を事前配付し、論告要旨・弁論要旨並びに判決書を在宅起案させた上で討論・講評する（合計2回）。

第9回～第13回

（記録教材 〇〇 授業例 〇〇 と同じ）

送致記録を事前配付して勾留の要否、捜査方針、弁護方針を在宅起案 〇〇 させた上で討論・講評する（1回）。

捜査終了時の記録を事前配付し，起訴の要否を決定させるとともに，論点のほか，公訴事実又は不起訴理由を在宅起案させた上で討論・講評する（２回）。

証拠調べ終了時の記録を事前配付し，論告要旨・弁論要旨並びに判決書を在宅起案させた上で討論・講評する（合計２回）。

なお，及びは，具体的な刑事手続の流れを理解させる観点から，いずれも捜査から判決までのそれぞれ１本の記録であることが望ましいが，必要に応じて，例えばについては，送致記録についてはＡ事件の記録，捜査終了時点の記録についてはＢ事件の記録，証拠調べ終了時の記録についてはＣ事件の記録と記録の内容を分けて適宜使用することも考えられる。

３ 交互尋問の実習（合計２回）

交互尋問の実習は，冒頭手続から判決宣告までの手続の流れを体験的に学習させることにより，これらの流れに関する理解を深めさせることを主眼としつつ，違法な誘導尋問など異議申し立ての対象となるべき内容を盛り込んだシナリオに従って検察官役・弁護人役に尋問を行わせ，それに対して相手方の検察官役または弁護人役が適切に異議を申し立てることができるか，裁判官役が，異議申し立てに対して適切に対応することができるかなどを試しつつ基礎的な教育を行うものである。

第１４回・第１５回

実習内容 人定尋問・起訴状朗読から判決宣告までの手続を行う

討論・講評 方法として交互尋問の状況をビデオ撮影し，討論・講評に用いることも考えられる。

第1 シラバス案を作成するに当たり考慮すべき事項

1 基本的考え方

設置基準答申は「法科大学院では、法理論教育を中心にしつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきとされていることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行うという法科大学院の理念を実現するのにふさわしい体系的な教育課程を編成すべきことを基準上明確にする必要がある。」とされている。

そして、本報告書では、証拠法・事実認定（民事・刑事）等に関する基礎的な内容を含むものであることを前提としつつ、我が国の民事訴訟と刑事訴訟とでは手続法及び証拠法のいずれの面でも大きな違いがあることなどに鑑み、「民事訴訟実務の基礎」と「刑事訴訟実務の基礎」とに分けて教育内容・方法を検討することが適切である、とされている。

また、前期集合修習が行われなかったことにも配慮しなければならない。

2 刑事訴訟実務としての視点

以上の考え方に基づいて「刑事訴訟実務の基礎」シラバス案を作成すべきものとするが、とりわけ、刑事訴訟実務においては、民事訴訟実務と異なり、裁判所・検察官・弁護人の立場と役割が異なるため、それぞれの立場と役割を十分認識させつつ、それぞれの立場からの事実認定、法的手続等に関する基礎的な内容を教育すべきである。つまり、事実認定や法的手続にせよ、法理論的な基礎教育を経たうえで実務との架橋（実務上の素材を通しながら刑事訴訟法の考え方を深めること）を意識すべきであり、その場合、裁判官の立場から見た事実認定や法的判断、検察官の立場から見た事実認定や法的判断、弁護人の立場から見た事実認定や法的判断があることを学ばせるべきである。

そうであるならば、授業の進行は、刑事事件の手続の流れに沿って、シミュレーションと討論主体の授業を行い、それぞれの法律家がどのような役割を担って活動しているかを具体的に理解するとともに、実務上の課題や実務家としての初歩的な技術を習得させるべきである。

教育担当者としては、実務家教員の関与が一定程度求められるものにはあるが、裁判官教員、検察官教員、弁護士教員あるいは研究者教員のいずれが主体的に行ってもよいものであり、それぞれの立場を意識した教育内容にすることもよいし、あるいは法曹3者が相互に関与して導く

教育内容となってもよいと思われ、どのような教育主体、教育内容にするのかは、単位数・授業数の多寡を考慮にいれつつ、大学院の自主性に委ねるべきである。

そこで、裁判所、検察官及び弁護人の立場をある程度均一的に教育するプログラムとして作成してみたものである。もっとも現実の担当者として、必ず弁護士教員、裁判官教員、検察官教員を充てなければならないということではなく、弁護士教員が裁判官、検察官、研究者の協力を得ながら教えてもよく、コマ数の調整を含め、大学院の独自性を打ち出すことが可能である。

そして、教育効果を高めるためには、記録に基づく教材を与えて、刑事手続の流れに沿って、各々の立場と役割を多角的に捉えさせるとともに、実務上の課題を学問から光を当てて検討する必要がある。但し、使用する記録の事件は、殺意、犯人性、共犯者の供述・識別供述など多様な論点を網羅するものとし、論点の重複は避けるべきである。

第2 シラバス案

教材としては、裁判所・検察官・弁護人の各々の立場から教育効果を高められるものを1例ないし数例ずつ与えて、それぞれの記録に基づき教育を行うのがよいのではないかと思われる。その場合、複数の記録を平行して使用するのか、あるいは時間の先後を設けるのかは重要ではないので、ここではあくまで目安となるべきコマ数を掲げるにとどめ、その進行等は各大学院の創意工夫に委ねるものとする。

1 捜査実務（合計6コマ）

(1) 捜査実務（2コマ）

記録（想定は検察側記録）を題材に、捜査官の役割、捜査の目的・手法、勾留請求などについて事前に起案をさせたいうで討論をする。

以下、事前に起案をさせたいうで討論主体の授業をするという方式をとるものであるが、これは法文書作成を盛り込む趣旨である。

(2) 起訴前弁護実務（1コマ）

模擬接見をすることが考えられる。その場合被疑者役の補助者を得て、学生に接見をさせて、その結果を討論することが考えられる。また、記録を（弁護側記録）を題材に、小問形式にして、弁護活動について討論をすることも考えられる。

(3) 起訴（2コマ）

記録（検察側記録）を題材に起訴・不起訴に関する起案をさせたいう

えで討論をする。

(4) 勾留・保釈（１コマ）

記録（弁護側記録）を題材に，保釈請求書，準抗告申立書を起案させたいうえで，討論をする。

2 公判実務（合計 9 コマ）

(1) 公判手続の鳥瞰（１コマ）

記録（手続が鳥瞰できる記録であればよい。）を題材に小問形式で予習をさせたいうえで討論を行うことや，ビデオを見せて討論を行うことも考えられる。

(2) 証拠（２コマ）

小問形式で討論を行うことも可能であるし，記録を題材に小問形式にして討論を行うことも可能である。

主として，伝聞と自白が問題となる。

(3) 模擬尋問（２コマ）

模擬尋問としたのは，必ずしも本格的な模擬裁判をする必要はないという趣旨である。大学院，各指導者の創意工夫により，予め所定の尋問事項を与えて専ら異議とその対応だけに特化した交互尋問にしてもよいし，前提となるべきシナリオを与えて学生に尋問事項を創らせて主尋問と反対尋問を行わせるという方式をとってもよいし，あるいは大々的に模擬裁判をしてもよい。

しかし，授業の進め方として，全ての学生が尋問に参加し，討論をすることがより教育効果をあげることとなるので，望ましい。

模擬裁判にする場合は，(2)や(4)(5)(6)のコマを模擬裁判の中に組み込んで起案をさせ討論をすることも考えられる。

(4) 論告（１コマ）

記録（必ずしも検察側記録に限る必要はない。）を題材に，論告を起案させたいうえで，討論する。

なお，論告や弁論，ひいては判決は，かならずしも検察官側・弁護人側・裁判所側に有効な記録に限る必要はなく，あまり固執する必要はないと思われる。学生は多様な事案に触れて三者の立場の違いを認識しつつ，実務導入部分を理解すればよい。また，これまで司法研修所の前期においても論点の共通する記録を使用することは散見されたし，かえって重複でもするものなら教育効果は高められない。記録数が限られるおそれがあることからしても，三者に特有の記録にする必要はなく，あくまで，多様な事件や論点を与えるような配慮が必要で

ある。

(5) 弁論（１コマ）

記録（必ずしも弁護側記録に限る必要はない。）を題材に，弁論要旨を起案させたうえで，討論する。

(6) 判決（２コマ）

記録（裁判側記録）を題材に，判決起案をさせたうえで，討論する。